

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令案要綱

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年十一月十五日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は平成三十一年六月一日とすること。